

令和5年度 第1回長野県公共事業評価監視委員会

日時 令和5年7月31日（月）13時30分から16時15分

場所 長野県庁議会棟401号会議室

1 開会

（事務局）

本日は、大変お忙しいところ委員の皆様ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から「令和5年度第1回長野県公共事業評価監視委員会」を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます長野県総務部政策評価室の安藤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。開会にあたりまして、私共総務部次長の根橋幸夫よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（根橋次長）

本日は、お忙しい中、また連日の猛暑の中、第1回の長野県公共事業評価監視委員会の開催に当たり、委員の皆様方にはご出席いただきありがとうございます。

永藤委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃より各分野において長野県政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

公共事業の実施に当たっては、限られた財源を効果的、重点的に活用し最大限の公益をもたらすため、事業を厳選し適切な規模で推進していくことが必要です。更に事業実施の過程で、公共事業評価等により県民の皆様にわかりやすく公表、説明していくことが重要だと考えております。そのため、新規評価に係る評価手法の見直しや事後評価の様式の見直しを行い、日頃からよりよい公共事業評価となる様、改善に努めているところです。

本年度は、評価案件として、新規評価8箇所、再評価51箇所、事後評価10箇所の計69箇所の評価案について、審議をお願いしたいと思います。それぞれの担当課から、県の評価案をご説明させていただき、詳細審議箇所を抽出していただくこととしています。

県が実施する公共事業評価が、より客観的で透明性の高いものとなるよう、評価監視委員の皆様それぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただき、それを公共事業の実施に反映させてまいりたいと考えております。

今年度の審議が充実したものとなるよう、ご協力をお願い申し上げます。

（事務局）

ありがとうございました。ここで、総務部次長は所用がございますので、退席させていただきます。

本委員会は「長野県附属機関条例」に基づき開催しております。条例については、参考資料として添付してありますので、後ほどご確認をお願いします。また、この会議は公開で行い、議事録を県ホームページで公表いたしますので、ご承知おきください。

本日、加々美委員、五味委員は、ご都合により欠席されています。本日の委員会におきましては、委員10名中、8名の出席をいただいております。委員数の過半数に達しておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、本委員会が成立してまいりますことをご報告申し上げます。

それでは、永藤委員長から、ごあいさつをお願いいたします。

3 委員長挨拶

(永藤委員長)

委員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席いただき本当にありがとうございます。

公共事業は、県民の安全・安心や、社会・経済・環境の基盤を整備する役割を担っていますが、税金を活用して実施されていることから、より効率的に、また、県民にわかりやすく身近なものとして実施されることが必要です。長野県の公共事業評価制度は、公共事業の効率化と重点化を図るとともに、その実施過程における透明性を一層向上させるものとして、大変重要なものと認識しています。このような観点から、第三者的な立場でチェックを行う「評価監視委員会」の役割は重要なものであると認識しております。

また、今年度から新規評価の評価手法が見直され運用されていることや、事後評価の様式の見直しもされています。こうした制度面についても、個別箇所の評価を通じ、課題があれば改善に向けて、委員会としても有意義な意見・提言をしていきたいと考えております。

今年度も、委員の皆様のご協力をいただきながら、県から提出のあった箇所について審議を進め、よりよい公共事業の実施につながるよう、委員会の意見をとりまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、リモート参加の皆様につきましては、ご発言いただくとき以外は音声をミュートにさせていただくようお願いします。ご発言がありましたら、マイクをONにしてお申し出ください。Zoomの挙手機能を使っても構いません。また、音声聞き取りにくいなど、議事に支障がありましたら、会議中でも遠慮なく、マイクをオンにしてお申し出ください。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の委員会は、ペーパーレスで行います。会場の皆様は、お手元のタブレット端末をお使いください。委員の皆様には、1週間前に、「事前送付資料」をお送りさせていただいております。事前にご覧いただいた資料の容量が大変多くなっており、お手数をおかけして申し訳ありませんでした。会場の皆様方は、お手元のタブレットの「当日説明資料」というフォルダをお使いください。また、リモート参加の委員の皆様は、7月26日（水）に送付させていただきました「当日説明資料」のデータをお使いいただければと思います。説明の際には、画面で資料を共有しますのでそちらもご覧ください。

説明資料の内に、いくつかフォルダがありますが、資料1のフォルダに、「令和5年度公共事業評価について」の資料がございます。資料2～4のフォルダに、各課ごとに新規評価、再評価、事後評価がまとめて保存してあります。本日の説明では、所管する各課ごとに説明を行いますので、本日はこちらのフォルダをお使いください。ファイル名の冒頭に【説

明あり】と記載のある箇所を代表箇所として説明させていただきたいと思います。資料5は、本日の最後の議事で、詳細審議箇所の抽出を行っていただく際の「事務局案」となっていますので、後ほどご説明させていただきます。なお、参考資料として、長野県附属機関条例、実施要綱・要領を保存させていただきました。

資料のご確認、タブレット操作については、よろしいでしょうか。また、本日WEB参加の委員様も大勢いらっしゃると思いますが、ご発言の際には、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、附属機関条例第6条第1項により、永藤委員長にお願いします。

4 議 事

(1) 令和5年度長野県公共事業評価（案）（新規、再、事後）について

(永藤委員長)

それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。

まず、「(1)令和5年度公共事業評価について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

政策評価室長の水野でございます。本日はよろしくお願いたします。

公共事業評価の概要についてご説明いたします。資料1をご覧ください。まず、評価の目的ですが、公共事業の一層の効率化、重点化、実施過程の透明性の向上を目的として実施しています。評価の種類は、記載の3種類です。

2ページをお願いします。新規評価の実施フローですが、中ほど色付きがこの委員会です。県がとりまとめた評価（案）についてご審議をお願いしまして、この委員会からいただいたご意見を踏まえて県は評価を決定するという流れです。再評価、事後評価も同様です。

4ページをお願いします。新規評価制度の見直しの概要です。今年は、見直し後初めての評価となります。見直しをした目的は、優先度の高い箇所を明らかにすることであり、これまででは必要性など5つの視点で総合評価しておりましたが、これを、事業実施の妥当性、着手の優先度、この2つの視点による評価に改めました。

5ページをお願いします。妥当性評価では、事業に着手する上で最低満たすべき項目、例えば将来にわたる効果発現見込み、B/Cなど18項目全てが満たされていることをチェックいたします。優先度評価では、多角的な評価項目を設定し、各項目のスコアは5点満点、そこにウェイトをかけて総合評点を算出するものです。

6ページをお願いします。委員会のスケジュールですが、本日第1回では、箇所ごとの概要を説明させていただき、現地調査など詳細審議を行う箇所の抽出をお願いします。第2回、第3回を9月に予定しております。こちらの現地調査、詳細審議を経て、第4回で意見書のとりまとめをお願いする予定です。

7ページから9ページは、審議対象箇所一覧です。新規評価は10億円以上の箇所8件、県の評価案はいずれも事業着手です。再評価は51件で、県の評価案は継続49件、一時休止2件です。事後評価は10件で、評価案はすべてA評価となっています。本日は、表の一番右に丸印がある箇所について、各課から説明をさせていただきます。

10ページをお願いします。本日ご説明する箇所ですが、新規評価は、事業ごとに事業費最大の箇所を説明させていただきます。再評価については、残事業費の大きい箇所を、河川事業につきましては一時休止の箇所を説明させていただきます。事後評価は新規、再評価と重ならない事業で、事業費の大きなものをご説明させていただきます。

各事業の代表箇所についてご説明させていただきますが、説明箇所以外の箇所につきましても、ご不明な点、お気づきの点などありましたら、質疑の際にご発言をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

(永藤委員長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明にご質問がございましたら、お願いいたします。

それではこれから各事業の説明をお願いいたしますが、できるだけ短時間で円滑に会議を開催するため、委員の皆様には事前に資料を配布してもらっております。

皆様におかれましては、既に資料をご確認いただいておりますので、本日は、各事業種類の代表的な箇所のみ説明してもらうことにします。担当課ごとに説明をお聞きし、その都度、一括して説明、説明箇所以外の箇所も含め、質疑応答の時間をとることとさせていただきますと思います。

県の評価案についてのご意見、内容について確認したい点などがありましたら、質疑応答の際にご発言ください。また、本年度の審議案件は69箇所あり、これだけの案件数になると、全箇所詳細に審議することは難しいため、長野県公共事業評価実施要綱の第16の規定により、今後の委員会で詳細に審議する箇所を抽出したいと思います。詳細審議箇所の抽出については、全ての説明と質疑が終了した後に検討したいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

それでは、まず最初に農政部の所管事業について審議を行います。

まず、新規評価1の木島2、新規評価7の大町新堰、新規評価8の東原、再評価43の菅平について、一括して説明をお願いいたします。

(農地整備課)

新規評価の1-1ページをご覧ください。

事業名は、農村地域防災減災事業で箇所名は木島2です。関係市町村は、飯山市、木島平村になります。現状と課題、事業目的ですが、飯山市および木島平村の低地農地の内水排除を目的に、約半世紀前に排水機場が整備されております。施設の老朽化による機能低下が進むとともに、近年頻発する異常降雨に伴う湛水被害が拡大する恐れがあるため、既設機場の増強、更新を行うことにより、農地・農業用施設の湛水被害の軽減を図るとともに、農地を取り巻く人家、公共施設等の安全確保を目的としています。

事業概要ですが、事業期間は、令和6年度から10年度までの5年間を予定しております。事業内容は、排水機場改修工2か所です。全体事業費は27億円で、費用の負担の割合は、国55%、県37%、その他が8%となっております。

中ほどの図面写真をご覧ください。まず左下の木島第2機場ですが、令和元年東日本台風において、機場への吸込口周辺が完全水没しており、機能損失した状態です。第2機場は、図の黒で示した位置にあります。機器の水没により機能損失が発生しております。そのため、約1キロ上流に移設し、ポンプ能力の増強を図るとともに、機場の高所化、耐水化を図るものでございます。また、樽川の対岸には、戸那子機場があり、樽川の堤防拡張の際に、既設の樋門を活用したということで、現在、管理橋もなく、樋門自体がハイウォーターラインに近いということで、洪水時に非常に危険な作業となっております。令和元年台風においては、締め切り作業ができず、吐水槽からの溢水による内水被害が発生しております。このため、樋門の新設および機場の移設を行うとともに、ポンプ能力の増強および機場への導水路等を整備するものでございます。

受益面積は74.5ヘクタール。下水道処理施設等が受益地の中にあります。事業効果についてはB/C 1.8です。農政部公共事業評価委員会の意見としては、排水機場ポンプ設備の老朽化に伴う機能低下が生じているほか、大規模災害時の浸水等による機能損失などの湛水被害拡大防止するため、早期の事業着手が妥当との判断を受けております。

1-2ページをご覧ください。

妥当性評価です。代表的なところを説明させていただきますが、中段の評価の判断基準、事業費の妥当性に対してですが、機場の移設であり費用は高額となっておりますが、国等の基準により、適切に算定しております。また、計画熟度の判断基準として、用地等の事前調査ですが、機場移設予定地の事前交渉が進んでおり、関係機関との協議も完了しているということでございます。

1-3ページをご覧ください。

優先度評価の根拠でございます。この資料の下段の部分ですが、排水機場という特殊な施設でありながら、地域の防災体制として、地域の住民主導による管理がなされているということの評価しており、高い評価となっております。木島2の説明は、以上です。

続きまして、新規評価の7-1ページをご覧ください。

県営かんがい排水事業大町新堰地区、関係市町村は大町市になります。現状と課題、事業目的ですが、本地区は一級河川籠川から取水し、大町市中西部の水田地帯を灌漑する基幹的農業用水路です。老朽化が進んでおり、維持管理費が大きな負担となっております。特に用水路途中にある沈砂池および土砂吐けゲートは老朽化が著しく、全閉した状態でも漏水が確認されるなど、早急な改修が必要となっております。本事業により、水路および沈砂池の改修とあわせて、有効な落差と流量を活用した小水力発電施設を建設し、土地改良区が管理する農業用施設の維持管理費の負担軽減を図るとともに、再生可能エネルギーの普及拡大を図ることとしております。

事業概要ですが、事業期間は令和6年度から12年度までの7年間を予定しております。事業内容は用水路改修278m、発電用導水管599m、小水力発電施設一式です。全体事業費は11億円で、事業費の負担割合は国55%、県30%、その他が15%となっております。中ほどの図面写真をご覧ください。図面の左側が上流、右側が下流になります。左下の写真にあります様に、沈砂池は老朽化しており、ゲートからは漏水が生じている状況であります。前後の既設水路を含めて改修を行います。また、併せてこの位置を発電用のヘッドタンクとし、下流へ599mの発電用導水管を設置して、小水力発電施設を建設する計画です。小水力発電の発電出力は199kWで、右下の写真は同規模の発電施設のイメージになります。事業効果ですが、受益面積は325ヘクタール、費用便益比はB/C 1.1です。農業用水が安定供給されることによ

る作物の生産性向上効果や、小水力発電の発電費用を農業用水利施設の管理に充当することにより、営農経費が節減される効果を見込んでおります。計画熟度については、令和4年6月に小水力発電検討委員会を設立し、検討を進め、令和5年3月に土地改良区総代会で事業実施の承認が得られております。長野県公共事業評価委員会の意見ですが、老朽化で早急に水路を改修する必要性が生じていること、小水力発電施設の建設により、維持管理費の負担軽減と再生可能エネルギーによるCO2削減にも寄与することから、事業着手は妥当と判断しております。

7-2ページをご覧ください。

妥当性評価チェックリストですが、効率性・事業効果の三つ目の事業費の妥当性については、小水力発電の建設単価が、kWh当たり591円ということで、近年実施している小水力発電の建設単価と同程度の単価規模となっております。工法等の比較検討については、年間を通すと時期により水利権の取水量が異なる農業用水を活用しますので、取水量の少ない月灌漑期の流量と、高低差の関係で最も効率的な発電施設を選定しております。計画熟度の関係機関協議についてですが、河川管理者と流水の占用の登録および河川保全区域内における行為に関する事前協議をしております。

7-3ページをご覧ください。

優先度評価について、多面的機能の発揮については、多面的機能支払事業を活用し、地域グループの共同活動を実施しております。また、脱炭素への取り組みとして、小水力発電施設の導入をいたします。それぞれ5点評価としております。全体では4.1点となっております。説明は以上です。

続きまして、新規評価の8-1ページをご覧ください。

経営体育成基盤整備事業東原地区、関係市町村は伊那市になります。現状と課題、事業目的ですが、本地区は伊那市の東部、天竜川と三峰川により形成された海岸段丘に広がる水田地帯の農地で、農家の高齢化や後継者の不足のため、農事組合法人等へ農地集積集約化を進めていますが区画が狭小であること、用排水が老朽化していることから、農地集積が進まない状況にあります。このため、ほ場整備により平均15アール程度の区画を標準50アール程度に拡大をするとともに、用排水施設や農道の整備を行い、農業生産効率を上げることで担い手への農地集積集約化を加速化させ、米を初め、白ネギ、ブロッコリーなどの生産拡大を図ることを目的としております。事業概要ですが、事業期間は、令和6年度から15年度までの10年間、事業内容は区画整理83ヘクタールです。全体事業費は18億円で、費用の負担割合は国50%、県27.5%、その他が22.5%となっております。

中ほどの図面、写真をご覧ください。ピンクで着色している部分が区画整理を実施する83ヘクタールの受益地です。左下の写真にあるように、現状の区画は大小ありますが、平均15アール程度の狭小なほ場であり、これを標準区画50アールで整備します。また、現状の老朽化した水路や、狭小で一部未舗装である農道の改修をあわせて実施します。

事業効果についてですが、費用便益比はB/C 1.2で、区画整理により作物の生産性が向上する効果や、営農の経費が削減される効果を見込んでおり、担い手への農地集積集約率を、85%以上にする計画としております。

下の評価結果をご覧ください。長野県公共事業評価委員会の意見ですが、ほ場の区画が狭小で、用水路の老朽化も顕著であるため、早急に区画の拡大や水路、農道の改修を実施して営農環境の改善を図り、担い手農家への農地集積を進める必要があるとし、事業着手は妥当とさせていただいております。

8-2ページをご覧ください。

妥当性の評価ですが、効率性・事業効果の事業費の妥当性については、全国平均の10アール当たり単価250万円に対して、本地区は220万円となっております。計画熟度の地域の合意形成についてですが、令和4年9月に地権者、耕作者からなる実行委員会を設立し、総会で事業実施を決定しております。また、事業実施範囲の地権者から、事業への参加について事前に同意を得ております。

8-3ページをご覧ください。

優先度評価ですが、農業の収益性向上の産地収益力の強化については、白ネギ、ブロッコリーなどの高収益作物の栽培面積を10%以上増加することとしており5点評価。農業の持続的発展の営農・維持管理の省力化については、自動畦畔除草機が走行可能な法面勾配での構築や、用排水施設をパイプライン化し、自動給水栓を導入するため、5点評価をしております。全体では4.4点となっております。説明は以上です。

続きまして、再評価の43-1ページをご覧ください。

事業名は県営かんがい排水事業、箇所名は菅平地区。施工箇所は上田市になります。事業内容は菅平ダム設備の老朽化対策として、ゲート類や水管理設備、電気設備等の更新と新たに小水力発電施設を建設するものでございます。今回、再評価となる理由については、事業期間が10年を超える長期に及ぶことが確実な箇所及び全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所の二点です。工期については、当初平成28年度から令和2年度までの5年間の計画でございましたが、現在の完成予定は、令和8年までの11年間となっております。全体事業費は20億円から13億円増の33億円となります。事業の背景でございますが、菅平ダムは昭和41年から43年に建設した農業用の灌漑、発電、上水道の多目的ダムでございます。建設から50年以上が経過し、ゲートと設備の老朽化から維持管理費用が年々増加していたため企業局、上田市上下水道局と連携し、一体として更新事業に着手しているものでございます。事業の見直し内容についてご説明します。

43-4ページをご覧ください。

左上の事業工期ですが、今回の改修工事に併せてダムを遠隔化するための河川協議に時間を要したこと、工事の入札不調、及び工事の安全性確保のため取水ゲートの施工計画の見直しから計6年間の工期延長が必要となりました。右上段の工程表ですが、黒い破線に囲まれた部分が工期延長の要因となった期間でございます。次に総事業費の増についてですが、主な要因は四点ございます。

一点目は、着手後の詳細調査等から既設利用できないことが判明した設備や、構造上必要な設備の追加により、3億5,000万円の増となっております。

二点目は、取水ゲート据付工法の変更によるものです。左下の図をご覧ください。図の灰色の部分がダムの天端兼通路となっております。当初はここにクレーンと仮設の栈橋を設置し、左側にある赤色部の取水ゲートを据え付ける計画としておりましたが、天端コンクリートの老朽化や、横からの強風があり、同時期に施工するダム直下、右側ですが、減勢工の工事や小水力発電施設工事、こちらが不調等により工期が重なってきたことから、安全性確保のため、ダム敷き内からの据付工法に変更したことにより、2億7,000万円の増となっております。

三点目は、ダム下流側にある既設減勢工撤去に伴う工法変更によるものです。右側の図をご覧ください。現在の水は図の下から上へ向かって赤着色部分の既設減勢工を流れていますが、当初計画では、これを取り壊した跡地に小水力発電を建設し、その左側に新しく減勢工

を建設する計画としておりました。その場合、小水力発電で使用した水は左側の新減勢工に接続して、下流水路に1系統で流下していくものとなっております。特に新減勢工にメンテナンスが生じた際には、断水が確実に必要となりますので、ダムの送水停止に伴う下流の影響を考慮しまして、それぞれが独立した2系統の構造、右側の図のように変更をさせていただきました。これに伴いまして、既設減勢工の撤去工法が機械施工から変更となりまして、2億8,000万円の増額となっております。

四点目ですが、賃金や物価変動に伴う自然増により4億円の増を合わせて計13億円の増額が必要となったものでございます。

43-3ページをご覧ください。

費用対効果でございます。菅平ダムは、当初、灌漑、発電、上水ということで、治水目的のダムではございませんでしたが、令和元年東日本台風災害を契機といたしまして、豪雨が予測される際には、事前放流を行うことといたしました。このため、新たに災害防止効果を今回の変更で追加をして計算をしております。その結果、B/Cは事業全体で1.5。残事業に対しては4.5となり、費用対効果も確保できている状況でございます。

43-1ページにお戻りください。

再評価案についてご説明いたします。再評価案は継続です。判断根拠ですが、主要工事は全て契約済みであり、ダムの運用と各工事間で全体工程を調整しながら施工中であり、令和8年度には事業完了できる見通しが立っています。また、ダムの設備更新工事の継続により、農業、発電、上水道に対して安定的に用水供給が確保できること。老朽化した施設の更新により維持管理費負担の軽減が図られることが、判断根拠としております。残工事において必要な事業精査と工程調整が図られ、工事完了の見通しが立ったことから、事業の継続が妥当と判断させていただきました。説明は以上です。

(永藤委員長)

ただいまの説明に対して質疑をお願いします。また本日説明がなかった農政部所管の対象箇所についても質問がありましたら、併せてお願いします。

委員の皆様、質問ありますでしょうか。

(永藤委員長)

新規評価の7で水力発電のことが取り上げられていて再評価43も小水力発電がありますが、小水力発電は、私も専門家ではないのですが、環境負荷とか水利権の問題とかいろいろ出てくると思うんですが、その辺のことについての問題点というのはあるのでしょうか。

(農地整備課)

大町新堰地区と菅平地区が小水力発電をいたしますが、両地区とも農業用水に付属した形になっております。特に菅平ダムにつきましては、発電用水としても使っており、正式には発電用水に付属している形になりますので、新たにそのために必要な水利権を取得しているものではないため、環境的にも問題はないものと思っております。

(永藤委員長)

わかりました。

新規評価の8ですが、区画を大きくしてICTを導入するなどいろいろな記載がありますが、ソフトウェアの問題というか、使う側の教育をどうするかというのは、なかなか難しい問題で、以前のため池の案件でもあったのですが、使う人に対するソフトウェアについての教育は考えられていますか。

(農地整備課)

今回導入するソフト的なものとしては、自動給水栓になろうかと思えます。これは農家の方が、田んぼに入れる水の開閉器を上げたり下げたりをスマホで管理できるというのですが、農地集積を図りますので、主に担い手の方あるいは法人の方が使うことになろうかと思えます。その方々が、有効かつ効率的に使えるようにしていくことが一番大切だと思っております。導入するソフトも、これからどのようなものにするか事業の中で決めていきますので、担い手の方等から意見を聞きながら、使いやすいもの、使い続けられるものを提案するなど、一緒に考えていきたいと思っております。

(永藤委員長)

わかりました。

委員の皆様、他にいかがでしょうか。

(熊谷委員)

菅平ダムで遠隔化装置をつけられるということでしたが、現在、事業所には常時何人いるのでしょうか。どのくらい効率化してくるのでしょうか。

(農地整備課)

ダムの管理につきましては、企業局に委託をしておりますので、最新の数何人いるかわからないのですが、大体5人から6人の方がいただいています。企業局では、上田駅前にも事務所を構えていますので、今後は、必要最小限の方が、ダムにいるという形になり、遠隔化により人数を減らせるということで考えてございます。

(熊谷委員)

ありがとうございます。

水力発電の件で、両方ともかなり寒冷地ですが、冬期間も発電ができるのでしょうか。

(農地整備課)

大町新堰につきましては、冬期間も農業の水利権がありますので、一定規模での発電はしていく形になります。

菅平ダムにつきましては、春先にダムに水を溜めまして、農業で水を使っている間は、発電をしていく形になりますので、年間で40%ぐらいの稼働率になります。それで十分採算は取れるということで計算をさせていただいてございます。

(永藤委員長)

再評価48のいくさかについて、48-4ページにアーム式取水という記載があり、河積を阻害するため認められず変更するとの結論に至ったということですが、アーム式取水とはどうい

うものか教えて欲しいと思います。河積を阻害しということもわからないので、ここで説明できなければ、次回でもいいので説明をお願いします。

(農地整備課)

確認して、ご説明させていただきます。

(永藤委員長)

わかりました。

では、次、林務部の所管事業について審議を行います。

事後評価1の日影入の説明をお願いいたします。

(森林づくり推進課)

平成29年度地すべり防止事業の日影入の説明をさせていただきます。

事後評価の1-2ページをお願いします。

平成16年度の台風22号、23号災害により、地すべりが発生し、林道日影入線の法面が崩落いたしました。林道日影入線は、上伊那郡東西を結ぶ広域的交通基盤として重要な路線であるため、林道を通行する車両の安全を確保することを目的に、地すべり防止事業を実施しました。

1-3ページをお願いします。

平面図をご覧ください。事業箇所は、箕輪町箕輪ダムを通る県道諏訪箕輪線と伊那市高遠を通る国道152号を東西に結ぶ林道日影入線沿いの山腹斜面になります。事業内容は、山腹工1.2ヘクタール、アンカー工5,827m。暗渠ボーリング工8群。事業期間は平成20年度から平成29年度まで。全体事業費は6億5,778万円となっております。

1-4ページをお願いします。

事業概要の変更経緯です。平成20年度の当初計画に対し、最終実績については、事業期間5年間の延長、総事業費約2億円の増額となっております。変更理由は、事業着手後に詳細調査を実施したところ、地すべり主ブロックの側方部に新たな副ブロックが確認され、事業実施範囲が拡大したことによるものです。

1-5ページをお願いします。

事業の直接的効果について説明いたします。資料は地すべり観測結果の一例になります。記載の地表伸縮計やひずみ計観測の結果、地下水排除工としてボーリング暗渠工、抑止工としてアンカー工を実施したことにより、地すべり活動が抑止され、事業着手後、顕著な地すべり活動は観測されておられません。

1-6ページをお願いします。

事業の間接的効果について説明いたします。林道日影入線の起点側には、箕輪町の観光資源である秋の紅葉で有名なもみじ湖が位置しております。もみじ湖の観光客は、資料のとおり事業実施前後で増加しており、当該事業により、林道日影入線の安全な交通が維持されていることで、日々の生活道路の確保に加え、箕輪町の観光産業の活性化に関与していると考えられます。

1-7ページをお願いします。

事業実施に伴う自然環境、生活環境の変化についてです。資料写真のとおり、当該地は緑に覆われ、周辺森林との調和が図られております。また、地すべり発生による林道日影入線

の片側交互通行等の制限は解除され、通行車両の安全が図られ、日々の生活や観光に活用されるなど、生活環境が改善されております。

1－8ページをお願いします。

施設の管理状況についてです。事業完了後の平成30年度に地すべり活動の観測調査を実施しました。観測の結果、地すべり活動は確認されなかったため、職員による定期的な点検に切り替え、継続的に状況を把握しております。令和5年度現在、施設等は良好な状態が確保されております。

1－9ページをお願いします。

地域住民の評価についてです。地元区長から、事業についてご理解いただき、また事業内容についても満足いただいている旨を聞き取っております。

1－10ページをお願いします。

事後評価結果についてです。総合評価は90点でA評価となっております。改善措置の必要性として、地元より工事概要説明看板の更新要望を受けており、今後改善を検討していきます。今後の取り組み等については、看板の更新に加え、定期的な施設点検を続け、施設点検の結果、変状が確認された場合は、観測調査の再開を検討いたします。

1－11ページをお願いします。

林務部事業評価委員会の評価は、事業完了後、地すべり活動の観測調査を行ったが変状は確認されておらず、総合評価Aを妥当と判断するとされました。また、県公共事業評価委員会も、当意見を妥当と判断しております。説明につきましては以上です。

(永藤委員長)

ただいま説明いただきました林務部について、質疑をお願いいたします。また、本日説明がなかった林務部所管事業についても、質問がありましたら併せてお願いいたします。再評価50長谷高遠線、再評価51高森山線、事後評価4塩沢川です。質疑応答の時間は5分程度でお願いいたします。委員の皆様、ご質問ありますでしょうか。

(永藤委員長)

事後評価1－5ページをお願いします。地すべり活動の抑制という図があります。その中で、地盤伸縮量は、赤で丸く囲ったところでよいですか。その下は降水量でよいですか。薄い青の線で書かれているのは何の線ですか。

(森林づくり推進課)

赤で囲ったところが地盤伸縮量で、その下は降水量、青い線は地表伸縮計の動きです。

(永藤委員長)

わかりました。また、枝葉が接触したことにより生じた誤差だと書いてありますが、そんな微妙な形で誤差が出てくるということですか。

(森林づくり推進課)

木が多いところに設置してありますので、枝が接触してしまっただけでそのままデータが伸びてしまい、データとしてはこの様な結果になってしまいました。

(永藤委員長)

わかりました。

次の質問ですが、事後評価の4-10について、改善措置の必要性というところで、土砂災害防止対策は充実したが警戒避難体制の整備等、ソフト面が今後必要となると書かれていますが、これに対する対応は何か考えていますか。

(森林づくり推進課)

現在、建設事務所と連携を検討中でございます。まだ、具体的なものとしては出てきておりません。

(永藤委員長)

具体的には、考えていくということよろしいですか。

(森林づくり推進課)

現地で荒廃が見られた際には、大町建設事務所等と連携して検討していくということになります。

(永藤委員長)

わかりました。

次に道路管理課の所管事業について質疑を行います。事後評価8の第2ポイント上スノーシェットの説明をお願いします。

(道路管理課)

事後評価8-1ページをご覧ください。

雪寒対策道路事業の主要地方道扇沢大町線、第2ポイント上でございます。

8-2ページをお願いいたします。

対象事業ですが、大町市の立山黒部アルペンルートの長野県側の入口にあります扇沢駅近くの雪崩防護施設の工事です。現場周辺では、元々雪崩の常習地帯でありまして、1978年には、自動車3台が巻き込まれる大雪崩が発生し、そのうち1名の方が残念ながら犠牲となってしまいました。このことから、地元や道路利用者から雪崩対策の要望が一段と高まり、1980年代後半からスノーシェットの整備を順次進めてきたところでございます。当該箇所につきましては、一連の区間で最後まで残っていた箇所ですが、今回のスノーシェットの整備により、区間全体の安全で安心な交通を確保することを目的として事業を実施したものでございます。

8-3ページをお願いいたします。

今回実施しましたスノーシェットですが、扇沢駅下のヘアピンカーブ部分に位置しており、全体延長140m、道路幅員が8.0mとなっております。本事業は平成20年度に着手し、29年度に完成をいたしました。

8-4ページをお願いいたします。

全体事業費は変更後ですが、6億4,000万円となっております。当初事業費から約3億8,000万ほどの増となっております。金額の増の主な理由といたしましては、当初の計画段階では、なだれ防護擁壁工法で計画をしておりましたが、事業着手直前に当該箇所が発生した大

規模な雪崩を検証し、計画を再検討した結果、同規模の雪崩に対しては、保全対象である道路への影響が大きいと考えられるため、複数回の雪崩にも対応でき、より安全性の高いスノーシェッドに変更したことによるものでございます。

8-5ページをお願いいたします。

本事業による直接的な効果ですが、雪崩が発生しても、スノーシェッドの整備により、雪崩発生に伴う通行止めや雪崩による被害がなくなり、防災面での信頼性が格段に向上したことが挙げられます。

8-6ページをお願いいたします。

事業による間接的な効果ですが、残雪がある観光シーズンの初冬においても、スノーシェッドの整備によって、より安全に通行できるようになったことも要因となり、観光客が増加し、地域の観光振興に寄与できていると考えています。

8-7ページをお願いいたします。

施設の管理状況ですが、適切に施設の管理を行っている状況の資料です。

8-8ページをお願いいたします。

地域住民などの皆様からの評価ですが、観光関係者を中心に、4月中旬から5月上旬までは積雪が残り、気温が高い日など雪崩の心配もあったことから、恐る恐る運転していましたが、今はその心配がなくなり、安全に運転できるようになったと高い評価をいただいております。

8-9ページをお願いいたします。

事後評価結果でございますが、事業効果の発現状況や地域住民の評価等を踏まえ、総合評価欄に記載のとおり、評点は95点、総合評価をAとしております。

8-10ページをお願いいたします。

最後に建設部公共事業評価委員会の意見ですが、スノーシェッドの整備により、雪崩発生による事故のリスクが低減され、防災面での信頼性が向上するとともに、観光客が安全に通行できるようになった。また、冬期間においても、黒部ダム関係者を安全に通行でき、かつ施設の安全管理にも寄与している。これらも踏まえ、事業の目的を達成していることから、その評価が妥当と判断するとしております。また、県の評価委員会の意見においても、建設部の公共事業評価委員会の意見を妥当と判断するとしております。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(永藤委員長)

それでは、ただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。

また、本日説明がなかった道路管理課の対象箇所についても質問がありましたら併せてお願いいたします。事後評価10の土口です。質疑応答の時間は5分程度でお願いいたします。

(永藤委員長)

8-9ページですが、事後評価なのでちゃんと機能していることはよくわかるんですが、ここで左側の防護擁壁の長さが210mに対して、スノーシェッドは140mということで、70mのディファレンスがあるわけですが、どういうことでしょうか。

(道路管理課)

約70m間というのは今回計画したスノーシェッドの両側になりますが、当初は、その間に既設の擁壁工が入っており、それも含んで擁壁工として計画していました。変更段階で、元々擁壁工が入っているところは機能を十分満足しているという状況になりました。

(永藤委員長)

わかりました。

他に皆様ご質問ありますでしょうか。

(熊谷委員)

道路の交通量調査はされていますか。

(道路管理課)

スノーシェッドの工事に当たっての交通量調査というのは行っておりません。道路交通センサスで、この計画前後では交通量調査を行っております。

(熊谷委員)

わかりました。

(永藤委員長)

土口の10-4ページですが、Ⅱ判定と書いてありますね。それがⅢ判定と判断されればとありますが、どこか損傷を受けているということですか。

(道路管理課)

今の資料では、床板等の具体的な場所はわからないので、次回説明させていただきます。

(永藤委員長)

また、調べて報告願います。

(熊谷委員)

10-4ページをお願いします。事業費5億円で計画されていたのが、最終実績3億と安くなったのですね。どうして安くなったのでしょうか。

(道路管理課)

橋梁の架け替えを当初計画の中で予定していましたが、用地の難航により、橋梁架け替えではなく、橋梁の前後に待ち場を設けるという工法に変更しました。それにより、事業費が減となっております。

(熊谷委員)

わかりました。

(永藤委員長)

ありがとうございました。

次に、道路建設課の所管事業について審議を行います。

新規評価4の中之条～網掛、それから再評価37の飯田北改良の説明を一括してお願いいたします。

(道路建設課)

新規評価の道路改築事業については、総事業費10億円以上の令和6年度新規予定が3か所あります。全ての箇所において、妥当性評価18項目に“○(まる)”がついています。優先度評価については、4.6から4.7点となっています。では、総事業費が一番大きい中之条～網掛についてご説明します。

2-2ページをご覧ください。

事業名は、道路改築事業 主要地方道坂城インター線 中之条～網掛です。しあわせ信州創造プラン3.0における位置付けは、災害に強いインフラ等の整備の推進、高規格道路等道路ネットワークの整備の推進となっており、事業着手箇所に位置づけられています。現状と課題および事業目的の説明になります。中央の平面図をご覧ください。本路線は、平面図右側にあります上信越自動車道坂城インターチェンジと、平面図中央にあります国道18号を結ぶ幹線道路であり、緊急輸送道路にも指定されており、平面図左側の破線で示します、国が整備を進めている国道18号坂城更埴バイパスが完成しますと、千曲川左岸から右岸へのアクセス性の確保が課題となります。このため、本事業は、坂城更埴バイパスと併せて本路線の整備を行うことで、テクノさかき工業団地、しなの鉄道テクノさかき駅及び坂城インターなどへのアクセス性が向上する、地域生活や産業を支える新たな道路ネットワークの構築を目的としています。

着手年度は2024年度。完成年度は2032年度。事業期間は9年間を予定しております。事業内容は、道路改築工 延長0.9km、幅員は中央の標準横断面に記載のとおり、車道幅員6.0m、全体幅員14.0mです。総事業費は60億円です。事業効果ですが、費用便益比B/Cは1.2です。計画熟度につきましては、期成同盟会等から継続的に要望活動があり、地権者に対しても説明会を実施し、合意形成済みです。評価結果につきましては、右下に記載のとおり妥当性評価が“○(まる)”。優先度評価が4.7点になります。事業を所管する建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会の意見は記載のとおりです。

続きまして、再評価の道路改築事業については、5か所あります。事業期間が長期化しているものが2か所。全体事業費が著しく増加するものが3か所となっています。このうち、残事業費の一番大きい飯田北改良についてご説明します。

37-1ページをご覧ください。

事業名は、道路改築事業 一般国道153号 飯田市 飯田北改良です。全体計画の概要は、全体延長 道路築造工 2,600m、車道幅員14.0m、全体幅員25.5mです。採択年度は平成28年度。完成予定年度は前回再評価時の令和9年度から令和11年度に延長します。全体事業費は、当初事業費130億円に対して175億円で、45億円の増額となります。令和6年度以降の残事業費は103億6,027万円です。令和5年度末の進捗率が41%、用地進捗率が70%です。評価対象事業事由は、「全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所」です。費用対効果については、事業全体B/Cが2.0、残事業費B/Cが3.8です。

37-2ページをご覧ください。

本事業の概要と現在の状況についてご説明します。一般国道153号は、愛知県名古屋市と塩尻市を結ぶ広域的な幹線道路であり、重要物流道路や緊急輸送道路に指定されています。下段の概要図に、事業区間を赤の引き出し線で示しています。現道は交通量が多く、星印で示したところが主要渋滞箇所であり、上段の写真のように、慢性的な渋滞が発生し、円滑な交通に支障をきたしています。また、歩道も狭く、人身事故が多発するなど、安全面でも課題があります。本事業は、当該区間を4車線化にすることにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、2027年開業予定のリニア中央新幹線長野県駅へのアクセス道路として、リニアの効果を広く県内に波及させることが期待されており、地元や関係団体から早期完成の要望が上がっています。

37-4ページをご覧ください。

事業費の増額内容についてご説明します。用地補償費の増額については、沿線は大型店舗が多く、物件調査により、店舗の利用状況や補償物件等を調査したところ、当初想定していなかった、①の郊外への店舗移転や、②の休業に伴う損失補償、③の店舗内の工作物の移転費用等が必要となったため、用地補償費が47億円の増額となるものです。

37-5をご覧ください。

コスト削減の取り組みとしては、4車線化に伴う既設の地下横断歩道の再整備について、地元との協議の結果、横断歩道橋に見直しをしたことで2億円の減額となるものです。次に、事業期間の延長について、本事業は用地国債により4か年をかけて用地を取得していますが、用地交渉に時間を要したことで、一部の物件で用地補償が令和7年度までかかる見込みとなっています。これにより用地国債の償還が完了する令和11年度まで、事業期間を2年間延長します。なお、工事の完了には影響はなく、供用予定年度は令和9年度のまま変更はありません。

37-1ページにお戻りください。

建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会からは、左中段に記載のとおり、「「継続」が妥当と判断する」との意見をいただいています。説明は以上です。ご審議をお願いします。

(永藤委員長)

ただ今の説明に対して質疑をお願いします。

また、本日説明がなかった道路建設課の対象箇所について質問がありましたら併せてお願いします。新規評価2の片丘～棧敷、新規評価3の塩水、再評価35の跡部～平原、再評価36の飯沼～北組、再評価38の下久堅バイパス、再評価39の読書ダム～戸場、事後評価6の佐久南拡幅です。質疑応答の時間は10分程度をお願いします。

(永藤委員長)

再評価37-4ページですが、用地補償費の増額ということで3つのパターンの事例が書いてあります。計画時点でというのは難しいわけですが、今後の改善点はありますか。

(道路建設課)

大型物件等については、予備調査ができることになっていますが、今回については、時間的な余裕がなかったため、予備調査を実施できませんでした。今後は、少し余裕を見て予備調査を実施していくことを検討していきたいと思っております。

(永藤委員長)

37-1についてですが、用地取得率が70%ですけれども、あと30%の中に反対している地権者はおられないのですか。

(道路建設課)

表立って反対の方はいらっしゃいません。

(永藤委員長)

わかりました。

(熊谷委員)

主要地方道坂城インター線について、国道18号バイパスはいつ頃完成予定なのでしょう。事業スケジュールにはどんな関係にあるのか教えてください。また、国道18号までのところでしなの鉄道と交差すると思うのですが、立体交差なのか、平面交差なのか教えてください。

(道路建設課)

国で進めています坂城更埴バイパスの完成目標年次は現在のところ示されていませんが、用地買収等が進められている状況で、県の事業につきましても、国と県道の交差点協議等は進めています。国の完成時期が明確になった時点で、県としてはなるべくそれに合わせられるように考えています。

また、今年度完成予定の中之条工区ですが、しなの鉄道とは立体交差となっています。

(熊谷委員)

わかりました。

(永藤委員長)

跡部～平原の35-4ページですが、耐震対策工事ということで支承タイプの変更であったり、制振ダンパーの設置などと記載してありますが、東日本大震災や神戸のこともあったりという中で、支承についても道路橋示方書の改訂があったと思うのですが、支承タイプの変更というのは、順次新しい設計手法により設計しているのではないですか。

(道路建設課)

4車線化のうちの2車線は、既に供用している部分で、それを基に設計を進めていましたが、平成24年の道路橋示方書の改訂を適用することとなり、進めていました設計をそのまま使うことはできない状況になったため、設計の変更をしています。

(永藤委員長)

わかりました。ありがとうございました。

次に、河川課の所管事業について審議を行います。再評価31天竜川上流の説明をお願いいたします。

(河川課)

河川事業につきましては5か所の再評価案件がございまして、事業期間が長期化している箇所が1か所。再評価後5年経過している箇所が4か所、この4か所のうち一時休止を継続する箇所が2か所ございます。一時休止を継続する2か所のうち、No. 31の天竜川上流についてご説明いたします。

資料の31-1ページをご覧ください。

本事業は、一級河川天竜川の上流部および諏訪湖で実施している河川改修事業です。全体計画の概要は、諏訪湖湖岸堤整備が15,250m、天竜川の河川改修が11,416mです。全体事業費は161億6,700万円です。令和5年度末の進捗率は53.5%。昭和37年度から開始し、令和19年度の完成予定です。当該箇所は、近隣に様々な産業や住宅地の開発が行われており、事業の必要性は高いものの、施工を行うためには下流の流下能力の確保が必要であることから、平成15年度に行いました事業再評価の際に一時休止としており、その後の事業再評価においても一時休止を継続しております。費用対効果につきましては、B/Cはまだ算出しておりません。当該工区は一時休止中であり、改修実施時期がまだ決まっておらず、事業再開前に河川改修事業による便益を正しく把握することが望ましいとの考えから、今後、適切なタイミングで費用対効果を算出したいと考えています。

31-2ページをご覧ください。

諏訪湖の湖岸堤は、諏訪湖全域におよび湖周約15kmの整備を昭和42年度から実施し、平成10年までに概ね完成しています。湖岸堤の波返し護岸の整備状況写真を添付しております。天竜川につきましては、諏訪湖からの出口である釜口水門から辰野町の横川川合流までの区間は、県が管理しております。それより下流は国の管理となっております。平成18年7月の豪雨災害を受け、災害復旧助成事業を実施することにより釜口水門からの最大放流量、毎秒430立方メートルに対応した整備が済みしております。整備状況は写真①から③をご確認ください。

平成24年に認可となりました伊那圏域の河川整備計画では、釜口水門からの最大放流量を毎秒500立方メートルとした整備を目標としておりますが、下流の国管理区間が毎秒500立方メートル対応の整備中であることから、これまで一時休止になっております。下流の整備進捗状況に合わせて、再開時期を検討いたします。なお、国における天竜川改修の進捗率は、令和2年度に国が実施しました公共事業の再評価によると、約64%となっております。

31-3ページは過去の大きな災害履歴の状況です。

31-1ページにお戻りください。

建設部公共事業評価委員会の意見は、「当該箇所は近隣に工業、観光、農業および水産業等の様々な産業が集積し、住宅地の開発も行われていることから、人命・財産を守り、安全安心を確保する観点から事業の必要性は高いものの、施工には下流の流下能力の確保が必要であることから、引き続き一時休止を継続する。なお、地元からも釜口水門からの放流量の増大を要望されていることから、下流の国管理区間の整備状況を踏まえながら再開を検討する。」でございます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

(永藤委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明および本日説明なかった河川課の事業についても質問ありましたら、あわせてお願いいたします。再評価30の諏訪湖、再評価32の島内～笹

部他、再評価33の黒沢、再評価34の角間ダムでございます。質疑応答の時間は5分程度でお願いいたします。

(豊田委員)

ご説明ありがとうございました。今回一時休止をしたら、5年後にまた再評価をするということで大丈夫ですか。

(河川課)

国の事業の進捗状況に合わせて、本事業の再開を検討いたします。5年を経たずに国の方で準備が整っている状況が見えたら、5年の再評価期間に限らず、再開について再評価にお諮りして、再開に向けた手続きを進めたいと思っております。

(豊田委員)

わかりました。

国では、本事業の下流を毎秒500立方メートルで整備中ということですね。それで、現在64%の進捗率だということですが、この進捗率の伸び具合はどうなんでしょうか。この5年以内にできそうとか、何か目安みたいなのがあれば教えてほしいと思っております。

(河川課)

現時点で目安というものは私どもも把握しておりません。国においては、狭窄部の対策や護岸整備等を精力的に実施しておりますが、延長が長いということもありまして、完了の見込みについては私どもも把握しておりません。

(豊田委員)

わかりました。

(永藤委員長)

再評価32島内～笹部他の32-2ページですが、工事完成区域と2022年度工事、それ以降の残工事との凡例がありますけれども、2022年度工事の赤色はどこにあるのでしょうか。

(河川課)

全体のマップが大きいため小さな表示となっておりますが、矢印の先端の部分になります。

(永藤委員長)

矢印の先のところということですね。わかりました。他に質問ありますか。

ありがとうございました。ここで、休憩をとりたいと思っております。ただいま15時5分ですので、15時15分に再開したいと思っております。休憩に入ります。

【休憩】

(永藤委員長)

それでは15時15分になりましたので再開いたします。砂防課の案件について審議を行います。再評価5の小松原、再評価8の北大塩の説明を一括してお願いいたします。

(砂防課)

砂防課で実施しています砂防事業、地すべり対策事業につきましては、28か所の再評価案件がありますが、このうち残事業費が大きいNo. 5の地すべり対策事業 小松原およびNo. 8の砂防事業 前島川 北大塩について説明をさせていただきます。

まず、再評価5の地すべり対策事業長野市小松原についてです。当箇所では、2年前の令和3年7月に地すべりが発生し、その影響から斜面下方の国道19号が全面通行止めとなりました。役割分担の調整の結果、国道を管理する国土交通省長野国道事務所は、道路沿いに仮設の防護柵の設置を行い、地すべり対策については県が行うこととし、災害関連緊急地すべり対策事業を国土交通省に申請、採択されまして地すべり対策工事を進めてきました。

再評価5-2ページをお願いします。

5-2ページには、発生直後と現在の状況を比較できるよう写真を添付しています。対策工事としましては、地すべりの原因となる地下水の排除や地すべりの上部、頭の部分の廃土、土砂撤去、それから鋼管杭の設置などを行ってきました。対策工事が進んだことにより、令和4年2月には、片側交互通行となっていた国道の全面開放を行うことができています。

5-3ページをお願いします。

5-3ページには、対策工事の平面図を添付しています。左側の図が当初考えていた対策工事、右側が現在の計画となっています。紫色で示したものは、令和3年度事業として実施した災害関連緊急地すべり対策事業の範囲で、地すべり対策では、水平方向にボーリングを掘り、地下水を取り除く工事を行いますが、扇形の部分は、地下水を排除するためのボーリングを示しています。

地すべり対策計画の変更についてです。当初、地すべりの頭部は土砂を撤去し、法面を保護する工事を行うことを考えていました。地すべりを起こす、または起こす可能性のある範囲を地すべりのブロックと表現していますが、ボーリング調査を行った結果、黒色で囲んだ地すべりを起こした本体ブロックの斜面上側に背後ブロックがあることが確認されました。この背後ブロックが滑動しますと、本体ブロックにも影響し、地すべり全体が再滑動する恐れがあるため、この背後ブロックにおいても、地下水の排除や地すべりを抑えるアンカー工などを行うこととしています。左の上の図に工場を示しておりますが、地すべりは、工場との間を流れる河川を埋め、工場が一部損壊する場所まで進んでおり、この河川を付け替える計画をしていました。図にありますように、河川は末端部の工場の位置に付け替える計画としていましたが、調整の結果、工場が元の位置で再稼働することになり、河川の付け替えが困難となったため元の位置での河川復旧およびこれに伴う法面工を施工することとしたものです。なお、工法の検討、追加にあたりましては、国立研究開発法人土木研究所の助言を受けながら行っています。

これらの理由によりまして、完成予定が令和7年度から9年度に、事業費も28億円に増加するものです。現在は、地すべりの滑動が沈静化してしまっていて、対策の効果があると考えています。今後は、地すべりの再滑動によりまして、長野と松本を結ぶ主要幹線である国道19

号に影響を及ぼすことがないよう、安全度をさらに向上させるため残った工事が早期に完成するよう、鋭意努めてまいりたいと考えております。

続きまして再評価8砂防事業、砂防河川前島川茅野市北大塩についてです。当箇所では、溪流内に不安定な土砂の堆積が多く、大雨により土砂や倒木が土石流となり、流下する危険性があります。この溪流の下流には84戸の人家や、茅野市の定める避難所、県道や要配慮者利用施設である老人福祉施設があることから土石流を止め、下流に被害を生じさせないための施設の整備を計画したものです。当箇所の事業は、令和元年度から令和8年度に完了する予定でスタートしましたが、構造物の規模の見直しと林道の付け替えを行う必要が生じたため、工期の延長および事業費が増となるものです。長野県公共事業評価実施要領第2号では、事業採択を10年間経過の箇所とされていますが、国の再評価に合わせて前倒しで行うことができるとされており、国の5年での実施に合わせて行うものです。また、全体事業費が増加する変更が生じるため、要領の5号にも該当となります。

8-2ページをお願いします。

8-2ページには、位置図、流域概要図、保全対象の写真を掲載しています。写真にありますように、人家、公民館、老人福祉施設、県道などを保全する事業となっています。

8-3ページをお願いします。

当箇所では、複数の溪流から流れ込む土石流や流木を捕捉するため、堆積工を計画しています。堆積工は、中央に例がありますように、上流と下流に砂防堰堤を建設し、その間を護岸工で囲い、池のように広げて土砂や流木を堆積させることで、下流への流出を抑制するものです。当地区は、土石流が発生し、被害が生じる可能性のある溪流であることから、土砂災害警戒区域に指定していきまして、指定の際には、流出する可能性の土砂量を算出しています。当溪流での当初計画におきましては、この土砂災害警戒区域の指定を行った際に用いた土砂量を基に設定を行いました。施設規模を決める際に、改めて流域の調査および測量を実施した結果、溪流内に堆積する不安定な土砂量を見込むなど対象とする土砂量が想定より増大し、堆積工の上下流端に設置する砂防堰堤の規模が増となったものです。

当溪流があります茅野市では、令和3年9月に下馬沢川という箇所で大量の土砂や流木が流出しまして、人的被害はありませんでしたが、建物の全壊8軒などの被害が発生しており、これも踏まえまして、当箇所の調査を行い、土砂量の見直しを図ったものです。さらに、下流の左岸側には用地買収困難地があり、大きくなった施設をこの買収困難地を避けて配置したところ、既存の林道に影響してしまうこととなり、林道の付け替えも必要となっています。これらの理由から、工事にかかる期間および費用が増えたものです。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(永藤委員長)

ただいまの説明に対して質疑をお願いします。また、本日説明がなかった、砂防課対象箇所についても、質問がありましたら併せてお願いします。再評価1の福島、再評価2の高鼻、再評価3の八方岩、再評価4の浅川南部、再評価6の苦水、再評価の7上和田、再評価9の高木、再評価10の東伊那、再評価11の和田、再評価12の矢越、再評価13の新町、再評価14の田島、再評価の15の万郡、再評価16の知見寺、再評価17の上町西、再評価18の根尾、再評価19の栃平、再評価20の上手、再評価21の青鬼、再評価22の瀬脇、再評価23の宮村、再評価24の稲丘、再評価25の静間、再評価26の寒沢、再評価27の落合、再評価28の上千石、事後

評価2の伊谷2号、事後評価5の堀之内のこととさせていただきます。質疑応答の時間は15分程度でお願いいたします。ご意見ありますでしょうか。

(永藤委員長)

再評価5の小松原についてですが、5-3ページのところで当初計画で背後ブロックに相当する部分について、当初計画ではアンカー工とか法面工により押さえる計画としており、それが調査した結果、ブロックが新たに発見されて、そういうふうな形に変更せざるを得なかったということによろしいですか。

(砂防課)

はい。そういうことです。

(永藤委員長)

わかりました。

5-1についてですが、用地進捗率が0%となっていますが、0%でよいのでしょうか。

(砂防課)

地すべりの場合、位置を決めて、最後に確定測量をしてから用地買収を行うという流れになります。

(永藤委員長)

わかりました。

再評価1の福島の1-3ページについて、左側の図の当初計画では上下に二つのブロックがありますが、右側の図では上のブロックは消えていて、下のブロックだけになっています。当初計画の上のブロックはどうなったのでしょうか。

(砂防課)

地すべり地形を呈しているところで、最初は二つのブロックを想定していましたが、現地調査の結果、下の方のブロックはまだありますが、上の方のブロックはそれを包括するような形で、大きなブロックとして存在するということが判明しています。上の方のブロックは、範囲の広いブロックだということになります。

(永藤委員長)

わかりました。

再評価4の浅川南部の4-3ページについて、当初計画の左側の方にも黄色線および黄色破線の地すべりブロックおよび地すべり地形影響範囲が計画されていましたが、右側の変更計画では記載がなくなった理由を教えてください。

(砂防課)

右側の変更計画のところには、地すべりブロックの線を引いておりませんが、元々ここには地すべりブロックがありまして、既に施設が入っております。このブロックでは、既設集

水井の洗浄などのメンテナンスを図ることで地すべり対策をしたという形になっております。

右側の変更計画の図面には、新たなボーリングを掘削するなど、新規の対策のみ記載しております。

(永藤委員長)

わかりました。

他にどうでしょうか。先生方、よろしいですか。

(熊谷委員)

事後評価5の白馬村堀之内についてですが、透過性の砂防ダムを前提にしていると思うのですが、これによる効果について何か確認しているものがあれば教えてください。また、住民や関係者の意見を見ると、効果はすぐに発現するものではないので長期的にみる必要があるという意見がありますが、事後評価は何年に1度実施するというものなののでしょうか。

(砂防課)

最初のご質問ですが、5-6ページに自然環境、生活環境への影響という形でまとめさせていただいております。透過型にすることにより上下流の生態系をシャットアウトしてしまうということではなく、水が常に流れているために溪流の分断がなくなり、環境への影響が低減したのではないかと考えています。

また、事後評価の実施時期ですが、事業完了後5年ということで実施しております。

(熊谷委員)

5-6ページに書かれているのは、特に希少植物についてのことでしょうか。動物については、どのようになっていますか。

(砂防課)

堰堤を造る場所は、山の中において動植物について調査した上で、あまり影響はないだろうという場所に設置することになります。

(熊谷委員)

何か動物の生息環境が良くなったとかそういうことはあるのでしょうか。

(砂防課)

そこまでの評価というところはしておりません。

(熊谷委員)

ありがとうございます。

(永藤委員長)

他にありませんでしょうか。

それでは、再評価25-3についてですが、当初は1か所の砂防堰堤だったけれど、2か所に透過型の堰堤が上下に並んで設計されておりますが、当初考えられていた堰堤としての能力をこの二つで、しかも一つは全然違う下の方になっておりますが、それらの能力を発揮できる形で考えられているのでしょうか。

(砂防課)

二つの沢が合流する位置に当初計画では堰堤を計画しております。それを分けて、それぞれに必要な能力を持たせてという形にしております。

(永藤委員長)

わかりました。

透過型にした理由は。

(砂防課)

透過型は、常にポケットが空になっており、土石流が発生したときの容量が大きいからです。不透過型だと、堆砂した上に溜まる部分だけが効果量として見込める量となりますが、透過型で常に管理をしてポケットを開けておくという形にしておけば、大きな容量が確保できますので、今回は透過型を選択して、計画しているものでございます。

(永藤委員長)

他の先生方は大丈夫でしょうか。ほかにご質問ありますか。

よろしいですか。ありがとうございました。

次に、都市まちづくり課の所管事業について質疑を行います。新規評価5の川辺町、再評価41の清水～惣社の説明をお願いいたします。

(都市・まちづくり課)

都市まちづくり課の関係ですが、新規事業については総事業費10億円以上の令和6年度新規予定箇所が2か所ございます。両箇所とも妥当性評価18項目に“○(まる)”がついております。優先度評価につきましては2か所とも5となっております。

それでは、総事業費が一番大きいNo.5の都市計画道路北天神町古吉町線上田市川辺町につきましてご説明をさせていただきます。

新規評価川辺町5-1ページをお願いいたします。

事業の位置づけについてですが、関連する計画等は記載のとおりでございます。現状と課題事業目的につきましては、次の事業概要と併せて説明をさせていただきます。事業概要についてですが、本路線は上田都市環状道路に接続する道路として、上田市街部から主要観光地である別所温泉等へのアクセスや、第1次緊急輸送路にも指定されている主要幹線街路となっております。平面図をご覧ください。本事業区間は、赤線で示した区間で延長560mとなります。隣接する区間約1.1kmのうち、青線の区間625mが整備済みで、緑色の区間473mが今年度に完了する予定となっております。事業区間は、交通量が多いうえ、川辺小学校などへの通学のため、歩行者、また自転車が多い状況となっておりますが、道路幅員が十分確保されていないため、写真①のように、交通安全上危険な状況となっております。本事業は、このような区間について、車道の拡幅および歩道の整備、あわせて電線地中化を行うことで、

交通の円滑化や安全で安心な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市環境を確保することを目的としております。次に事業効果についてです。期待される効果といたしましては、走行時間の短縮、走行経費の減少、交通事故の減少、産業観光の振興、通学路の安全確保、災害に強い道路ネットワークとなります。費用便益比は1.8となります。次に計画熟度についてです。地域からの要望につきましては、北天神町古吉町線道路拡幅促進会より要望がございます。事業説明の状況につきましては、令和4年8月に事業についておおむね合意が得られており、令和5年11月には都市計画審議会を開催し、都市計画変更を行う予定となっております。

5-2ページをお願いいたします。

妥当性評価チェックシートとなります。事業の位置づけ、効率性、事業効果、計画熟度の各項目について、全て“○(まる)”判定となっております。判断根拠につきましては記載のとおりです。必須項目に全てチェックがついており、総合判定も“○(まる)”となります。

5-3ページ優先度評価分析シートをご覧ください。

スコアはほぼ5となっておりますが、3の項目がございますのでそれについてご説明をいたします。災害危険箇所等の安全性向上になりますが、災害等の履歴はありませんが、無電柱化により地震時に電柱倒壊の危険を防止するため、スコアを3としております。これにより、総合評価は4.9となります。

5-1ページにお戻りください。

最後に下段の評価結果についてです。妥当性評価および優先度評価につきましては、先ほど説明したとおり、妥当性の評価は“○(まる)”。優先度評価は、総合評定が4.9ですので5となります。長野県公共事業評価委員会の意見は、上記に記載の建設部公共事業評価委員会の意見を妥当とするでございませぬ。県の評価案は事業着手となります。

続いて再評価の方をご説明させていただきます。

街路事業につきましては、3か所の再評価案件がございます。事業採択後、10年間の経過した時点で継続となる箇所が1か所、事業期間が長期間に及ぶことが確実な箇所が1か所、全体事業費が著しく増加するおよび事業期間が長期間に及ぶことが確実な箇所が1か所となっております。このうち、残事業費が一番大きいNo.41の都市計画道路宮渕新橋北小松線松本市清水～惣社について説明をさせていただきます。

再評価松本市清水～惣社41-1ページをお願いいたします。

全体計画の概要につきましては、記載のとおりです。採択年度は平成26年度。完成予定年度は令和8年度です。全体事業費は当初では33億円で、再評価時点で事業費の変更はございません。令和6年度以降の残事業費は約8億1,000万円です。評価対象事由は、事業採択後長期間が経過している箇所となります。下段の費用対効果ですが、事業全体のB/Cが3.1、残事業のB/Cが13.2です。

41-2ページをお願いいたします。

事業箇所の位置図や事業地周辺の概要図となります。本路線につきましては、松本市都市計画マスタープランにおいて、放射状道路として位置づけられており、中環状線と外環状線を結ぶ都市内幹線街路となっております。事業地周辺には清水小学校、中学校があり、事業区間が通学路に指定されているため、写真のとおり生徒が多く通る路線となっておりますが、松本市通学路交通安全プログラムにおいては、要対策箇所になっており、早期の歩道整備が求められている状況です。また、道路幅員が狭く、右折レーンが未設置のため、慢性的

な交通渋滞が発生しており、事業区間内の桜橋東交差点および清水二丁目交差点につきましては、主要渋滞箇所であるイライラ箇所にも選定されている状況です。

41-3 ページをお願いいたします。

費用対効果の関係ですが、便益については、事業全体のB/Cとしては3.1、残事業のB/Cとしては13.2となります。その他の効果といたしましては、都市内交通の円滑化、交通安全の確保、災害に強い道路、観光振興など記載の効果が見込まれております。

41-4 ページをお願いいたします。

再評価の要因につきましてご説明をいたします。当事業につきましては、平成26年度より用地交渉を進めておりましたが、調整等に不測の日数を要したため、事業期間の延伸が必要となりました。具体的な事例として中ほどの四角の中に記載をさせていただいております。一つ目として、民地同士の境界が確定せず、その調整に不測の日数を要したこと。二つ目として、店舗およびアパートの駐車場の代替地を要望され、その調整に不測の日数を要したこと。三つ目として、相続人が多数おり、関係者の確認および調整に不測の日数を要したこと。以上の理由により、用地補償に係る期間が延長となり、それに伴い工事着手が遅れるため、事業期間を令和8年度まで延長するものです。

41-1 ページにお戻りください。

左側の中段になりますが、長野県公共事業評価委員会の意見は、上記に記載の建設部公共事業評価委員会の意見を妥当とするとしており、再評価案は継続でございます。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

(永藤委員長)

ただいまの説明について、質疑をお願いいたします。

また、本日説明がなかった都市・まちづくり課の対象箇所についても質問がありましたら併せてお願いいたします。新規評価6の本町、再評価40の富里、再評価42の吉田、事後評価7の成田町です。質疑応答の時間は10分程度でお願いいたします。

(永藤委員長)

新規評価5の川辺町についてですが、無電柱化をするということで評価点を3点としていたと思いますが、無電柱化するということですか。しないということですか。

(都市・まちづくり課)

今回の事業で無電柱化を行う予定になっております。

(永藤委員長)

再評価41の清水～惣社については、電線共同溝の整備がありますが、無電柱化と電線共同溝の整備というのは、どの様な違いがあるのでしょうか。

(都市・まちづくり課)

記載がバラバラになっておりまして申し訳ありません。基本的には、同じ内容です。

(永藤委員長)

そういうことですね。わかりました。

同じく再評価41の清水～惣社についてですが、41-1 ページの下のところに道路拡幅および交差点改良により交通の円滑化が図られとありますが、今回の整備によりイライラ箇所が解消されるということではないですね。

(都市・まちづくり課)

今回、この区間につきましては、右折レーンがない状況になっております。先ほど申し上げました二つの交差点が、イライラ箇所に上がっていますが、その箇所についても右折レーンがない状況になっておりまして、今回右折レーンを設けさせていただきますので、ある程度、右折による阻害ということは、解消されるというふうに考えております。

(永藤委員長)

そういうことですね。

ということは幅員の拡幅もある程度するというふうでいいですか。

(都市・まちづくり課)

幅員の拡幅も併せて行うようになっております。

(永藤委員長)

そういうことですね。

それからここは、アザレアラインということになっていますよね。地図にそのように書いてありました。

事後評価についてですが、事後評価7の成田町について、この結果について、PR発信というか何かそういうことはやっていますか。素晴らしい結果が出ていると思うのですが。

(都市・まちづくり課)

事後評価の結果については、ホームページで公表になりますが、特別にこの箇所を公表はしていません。

(永藤委員長)

事後評価結果の公表の仕方について、今後、県全体で検討が必要なのではないかと思っています。

(古本委員)

事後評価のシートはとても良いです。わかりやすく見やすいと思いました。都市・まちづくり課さんだけでなく、他の課のものもよくできていると思いましたので、もちろんホームページで公表していただくのもいいんですが、もう少し活用する方法、広報として、それを考えた方がいいかなと思いました。質問ではなく、コメントです。

(永藤委員長)

ありがとうございました。

(2) 詳細審議箇所の抽出について

(永藤委員長)

全ての箇所の説明が終わりましたので、詳細に審議する箇所の抽出を行いたいと思います。事務局に、審議箇所の抽出表があるようですので、説明をお願いいたします。

(政策評価室)

資料5の各評価の審議箇所抽出(案)をご説明いたします。

資料5をご覧ください。

詳細審議対象箇所一覧表の事務局(案)になっております。一番上が、新規評価になります。本日も説明をさせていただいた5か所を含めた8か所が、今年度の新規評価の対象となっております。詳細審議の案としましては、8か所を大きく分けると、道路改築事業と街路事業の道路事業と、農村地域防災減災事業、県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業の農政部所管の農業農村整備事業という括りになります。詳細審議の箇所といたしましては、道路事業の中から事業費が一番大きい箇所を選定してはいかがかと考えております。もう一つとしては、農政部所管事業の中から1か所を選定することとして、農政部の所管事業につきましては、木島2という箇所が一番事業費は大きいのですが、昨年度も農村地域防災減災事業福島地区の詳細審議をしていただいております、2年連続で同じ排水機場になるということから、詳細審議の案から外させていただいております。詳細審議の候補としましては、県営かんがい排水事業の大町新堰地区を選定してはいかがかと考えております。本日、ご説明させていただきましたが、基幹水利施設の幹線となる水路の改修に併せて、その高低差を利用した小水力発電を計画しており、事業内容を考慮して、大町新堰地区を詳細審議として選定してはどうかというふうに考えております。新規の箇所の事務局案については、以上2か所になります。

続きまして再評価になります。再評価につきましては、基本的に各事業の中で残事業費が最大の箇所を1か所選定してはいかがかと考えております。地すべり対策事業につきましては、本日説明をさせていただきました小松原の残事業費が最大になりますので、こちらを選定してはいかがかと考えております。砂防事業については、残事業費が最大の箇所が北大塩になります。

続きまして河川事業についてですが、河川事業につきましては、ほとんどの箇所の事業該当要件が再評価後5年経過した箇所になり、過去に何度か再評価を受けてきておりますので、詳細審議の対象箇所はなしとしております。

続きまして道路改築事業になりますが、残事業費が最大の飯田北改良を選定してはいかがかと考えております。

続きまして街路事業も残事業費最大の清水～惣社を選定してはいかがかと考えております。

続きまして県営かんがい排水事業以下ですが、こちらについては、農政部の農業農村整備事業になりますので、その中で残事業費が最大の箇所ということで本日説明させていただいた43番の菅平を選定してはいかがかと考えております。

50番と51番につきましては、林部所管の林道事業になりますが、こちらは該当要件が再評価後5年経過の箇所になり、過去に何度も再評価の審議をいただいておりますので、事務局案では詳細審議の対象外とさせていただいております。

事後評価についてですが、本日説明させていただいた2か所で、これらは新規、再評価以外の事業の中で事業費が大きい箇所の1番目と2番目を選んでおります。以上になります。よろしく申し上げます。

(永藤委員長)

ただいま事務局案より詳細審議箇所の抽出案が示されましたが、ご意見等をお願いしたいと思います。例えばこの箇所はどうしても見たいとかそういうのがございましたら、ご発言ください。

(古本委員)

昨年度、小松原の地すべりの工事現場を見させていただきました。大変勉強になりましたので、今年も行けるのであればぜひ見たいと思います。よろしく申し上げます。

(永藤委員長)

小松原は、選定されているということでよろしいですね。
他にはどうでしょうか。

(新宅委員)

事務局案でよろしいかと思えます。

(永藤委員長)

ありがとうございます。
それでは、事務局案のとおりで決定したいと思います。それでは、詳細審議箇所は、次のとおり決定とします。

新規評価については、道路改築事業 中之条～網掛
県営かんがい排水事業 大町新堰

再評価については、地すべり対策事業 小松原
砂防事業 北大塩
道路改築事業 飯田北改良
街路事業 清水～惣社
県営かんがい排水事業 菅平

事後評価については、地すべり防止事業 日影入
雪寒対策道路事業 第2ポイント上スノーシェッド

以上、審議の結果、長野県公共事業評価監視委員会の詳細審議案件については、新規評価2か所、再評価5か所、事後評価2か所の合計9か所を詳細審議箇所として、第2回以降に審議することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(永藤委員長)

ありがとうございます。

それでは、以上で詳細審議箇所抽出を終了します。

また、本日の審議箇所の中で追加の資料請求がありましたらお願いします。

農地整備課から追加の説明があるようですのでお願いします。

(農地整備課)

本日の審議の中で、ご質問いただいている件ですが、再評価48の中山間総合整備事業のいくさか地区のアーム式取水口について説明させていただきます。

スクリーンにお示ししているのがイメージ図ですが、アーム式ということで、クレーンの先を河川の方へ張り出し、そこからポンプを吊るし降ろし、汲み上げるといったタイプの取水口になります。いくさかの件ですが、図面にある水色に着色してあるラインのところに既設のアーム式のクレーンがあり、そこから吊るし降ろしたポンプにホースがついており、汲み上げを行っているという状況です。この場所の取水口を改修しようということで河川管理者と協議しました結果、ハイウォーターの考え方が変わったため、既存の位置ではクレーンがハイウォーター中に水没してしまい、河積を犯してしまうということが判明しました。改修するにあたり、同じようなアーム式をとす場合には、図面に示すように非常に大きくしなければならないということとなり、これでは、お金もかかりすぎますし、現実的ではないということで、別の場所に移す計画として、協議をやり直させてもらったということで、時間がかかっているということです。

(永藤委員長)

ありがとうございました。

(3) その他

(永藤委員長)

それでは今後の予定についてご説明いたします。事務局からお願いいたします。

(政策評価室)

今後の予定についてご説明をいたします。

今回は、本日抽出をいただきました箇所の現地調査と詳細審議をお願いしたいと考えております。日程につきましては、事前に委員の皆様からいただいた日程確認表をもとに、9月1日の金曜日と9月11日の月曜日に、現地調査と詳細審議を開催したいと考えております。行程や時間につきましては、詳細が決まり次第、またお知らせいたします。なお、現地調査の実施にあたっては、審議時間の確保などの観点から、移動距離が長い箇所については、長野県庁の会議室において、事前に撮影した写真や動画などを活用して説明を行うことで、現地調査を行う方式としたいと考えております。詳細審議の実施につきましては、その説明をさせていただいた後に、引き続き実施をしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

また、この説明を行う際に、リアルタイムで現地と接続する遠隔臨場の実施についても検討したいと考えておりますが、電波状況等もあります。実際には、リアルタイムでの配信ができない現場もあるかとは思いますが、そのようなことも現地調査でできればいいかなというふうに考えております。いかがでしょうか。

(永藤委員長)

事務局から説明がありました。9月1日の金曜日と9月11日の月曜日に、現地調査および詳細審議を行うという事務局案の内容でよろしいですか。

(熊谷委員)

はい、大丈夫です。

(新宅委員)

すみません。9月1日急遽別件が入りまして、申し訳ございません。出席でお返事していたんですけども、申し訳ないんですが11日のみとし、1日は欠席でお願いいたします。

(永藤委員長)

他の委員の皆様大丈夫ですか。

それでは、次に遠方の審議箇所については事前の撮影写真や動画を活用した現地調査を行うということについては、よろしいでしょうか。

何か質問があったらどんどん話はしてくれる人がいるんですよ。

(政策評価室)

はい。県庁の担当及び現地の担当もできればつないでということを考えております。

(永藤委員長)

ということだそうなので、皆さんどうでしょうか。

(委員一同)

はい。いいと思います。

(永藤委員長)

それでは、後日事務局から詳細についてご案内をお願いします。

その他、連絡事項などありますか。審議箇所が多かったので、大変だったと思いますが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(熊谷委員)

今年、新規箇所については、妥当性と優先度というような形で、評価の方法が変わったと思うのですが、それについては各部署で円滑にしかも効率的に評価ができているのかどうかそのあたりを教えて欲しいと思います。今日じゃなくて構わないです。

私自身としては、非常にわかりやすかったんですが、優先度については、あまり差がないのかなと感じています。

優先度が高いところが上がってきているのかもしれないのですが、そんな感想を持ったので、どこかでまた情報いただくとありがたいなと思います。

(古本委員)

新規の評価資料は、わかりやすくできているなと思いました。新しい方法なんですね。評価していいと思います。

(永藤委員長)

他に委員の皆様どうでしょうか。なければ以上で本日の議事は終了させていただきます。ありがとうございました。

5 閉会

(政策評価室)

本日は、長時間にわたりましてご審議いただき、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回長野県公共事業評価監視委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

(以上)